

令和6年度 国民健康保険税率について (諮問)

山都町 健康ほけん課
令和6年2月27日(火)

◆ 本町の現状分析①

モデル世帯による令和5年度保険税額の上・下益城郡内町比較

- ◎代表的な4つのモデル世帯で比較すると、本町の保険税(年額)は高額な状況にある。(下図)
- ◎保険税を県が示す標準保険料率まで更に引き上げた場合、「払えない」人が増え、収納率の悪化が懸念される。【参考資料③】

(単位:円)

	ケース①	ケース②	ケース③	ケース④
御船町	585,000	203,000	601,000	19,200
嘉島町	590,200	207,400	602,500	18,750
益城町	608,900	214,610	635,500	21,810
甲佐町	634,400	210,600	646,200	19,500
美里町	586,400	212,420	591,400	19,290
山都町	627,100	219,960	647,700	19,950
(平均)	605,333	211,331	620,716	19,750

税率引上げを見送る場合の影響

◎県が示す標準保険料率で算定した保険税は、本来、県への納付金を納めるために必要な金額となる。

◎引上げを見送る場合、県への納付金が不足し、留保資金(基金)等で穴埋めが必要。その影響額は、およそ5千5百万円と試算。

◎影響額の全額を財政調整基金から捻出した場合でも、十分に基金を残すことができる。ただし、被保険者数の減少次第では、より捻出しなければならないことになる。

◆ 本町の現状分析②

県内市町村の国保基金保有状況(令和4年度決算時)

- ◎被保険者数が上位の市町村中、本町の一人当たり保有額は極めて高い状況である。【下図左】
- ◎療養給付費水準が上位の市町村中においても本町の保有額は高い状況である。【下図右】
- ◎昨年策定した国保基金活用方針に基づく適正保有額を念頭に、必要な活用(取崩し)を行う。

保険者名	被保険者数(人) ※降順	R4末基金保有額 (円)	一人当たり 基金保有額(円)
八代市	30,716	350,000,000	11,395
天草市	20,282	1,023,082,371	50,443
山鹿市	12,474	455,181,000	36,490
菊池市	11,713	266,320,813	22,737
荒尾市	11,372	330,184,048	29,035
合志市	11,147	499,713,813	44,829
宇土市	8,044	144,003,654	17,902
人吉市	6,891	245,635,967	35,646
益城町	6,777	200,002,000	29,512
菊陽町	6,759	253,314,174	37,478
上天草市	6,723	332,631,662	49,477
阿蘇市	6,079	251,443,063	41,363
大津町	5,912	35,432,013	5,993
水俣市	5,272	1,488,705,649	282,380
山都町	4,291	416,351,891	97,029

保険者名	一人当たり療養給付費 (円) ※降順	一人当たり 基金保有額(円)
芦北町	470,530	147,980
水俣市	444,349	282,380
球磨村	405,521	84,669
荒尾市	403,480	29,035
上天草市	396,492	49,477
美里町	389,055	31,158
天草市	377,002	50,443
南関町	369,769	64,808
山都町	368,957	97,029
甲佐町	367,728	25,927
長洲町	367,400	51,864
苓北町	366,818	74,585
南阿蘇村	366,371	74,316
御船町	362,159	5,504
津奈木町	356,443	489,073

◆ 保険税を上げないために

① 収納率の向上対策の更なる取組強化

◎県が定める市町村規模別目標収納率を目標に、口座振替払いの促進及び未納者対策(財産差押え・換価)の強化を図る。

② 医療費適正化への取組強化

◎レセプト点検実施計画に定める目標効果率への到達確認を行い、進行管理に努める。

◎データを活用し、重複・頻回受診の疑いがある者を調査し、保健師による助言等を行う。

③ 疾病予防・健康づくりの取組強化

◎若年層からの糖尿病性腎症重症化予防及び口腔の健康づくりに向けた取組を強化する。

◎データヘルス計画等に沿った被保険者の健康増進事業及び健診受診勧奨に努める。

④ インセンティブ制度への取組強化

◎これら取組みへの評価(高得点)を得て、国県補助金(保険者努力支援交付金など)のさらなる獲得を目指す。

保険料率の統一に関する課題

◎令和9年度から「原則県が示した標準保険料率で保険税を賦課・徴収」することとされた。

◎現行税率より高くなることが見込まれ、上げ幅が単年で大きくならないよう、住民の負担への配慮が必要である。(郡内各町等の状況も考慮)

◆結論（諮問内容）

◎対応案

令和6年度保険税率について、現行（令和5年度保険税率）を据え置く。

◎本来であれば、県の算定どおり増額（税率改定）を行うべきところであるが、現在の情勢等を踏まえ、収納率を向上させ、歳入を増やすことや、医療費の適正化を加速化させることに加え、これまでの財政調整基金（約4.1億円）を活用することで、現行保険税率を据え置きたい。

◎本町の被保険者全体に占める前期高齢者（65歳～74歳）の数の割合（※1）は、50%を超えていることに加え、所得が低い被保険者を多く抱える（※2）本町国保においては、現時点での税率引上げは困難と言える。

《※1》令和6年1月末現在：51.4% 《※2》令和5年10月末現在の低所得者軽減（医療分）を適用した世帯数及び被保険者数：1,692世帯（2,596世帯中）、2,566人（4,220人中）